

豚熱の感染拡大を防ぐため野生イノシシへの 経口ワクチン散布を実施しています。

豚熱は、豚やイノシシに感染する伝染病であり、北海道や沖縄を除く全道府県において、野生イノシシの間で豚熱が広がっています。

福島県では、野生イノシシから豚への感染拡大を防止するため経口ワクチンの散布を実施しています。

1 経口ワクチン散布の概要

【散布地域】

福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村、郡山市、田村市、鏡石町、天栄村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町、白河市、西郷村、泉崎村、矢吹町、矢祭町、塙町、鮫川村、いわき市、会津若松市、喜多方市、北塩原村、西会津町、磐梯町、猪苗代町、柳津町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、昭和村、相馬市、川内村、双葉町、葛尾村、飯館村

【散布地点】

イノシシが生息する山林等160地点計9,600個

【散布期間】

令和8年6月から令和9年2月まで

2 経口ワクチンについて

○国の食品安全委員会において安全と評価された成分でできており、イノシシや犬猫等他の動物が摂取しても問題はありません。

○経口ワクチンは他の野生動物が摂取しないよう土中に埋め、一定期間の後 回収します。

3 皆様へのお願い

○散布地点には、固形物等が散乱している場合があります。イノシシ等がワクチンを摂取したものであり、委託業者が回収します。ゴミなどではありませんので触れたりしないようお願いいたします。

○なお、散布地点には立て札により作業内容を掲示しております。



【問合せ先】福島県野生イノシシ豚熱対策協議会

(福島県畜産課内) TEL:024-521-7364